# 一般　質問

令和6年　3月定例会

## 防衛施設の誘致を進めては

平石　玲児　議員

### Q 自衛隊との関係は

大規模な災害では自衛隊に災害派遣が要請されるので、共同防災訓練が必要と考える。

世界情勢の不安定化により、防衛力整備の重要性は明らかだ。地域の発展と安全を両立させるため、地域住民の理解を得ながら国や防衛施設局と連携し、防衛施設の誘致を進めてはどうか。

防衛協力会は、防衛や災害対処を行う上で自衛隊と地域住民の連携の役割を果たす。県では既にいくつかの市で活動しており、広域連携の強化も重要視される。

また、防衛協力会の設立や活動は、地域経済や雇用にも波及し、地域振興策の一つになると思うがどうか。

### A 今後も連携を図る

町長　塚原　隆昭

県では毎年、消防・自衛隊・警察や住民が参加する総合防災訓練が行われ、近隣で開催される際には参加し、関係機関との連携を図っていく。

施設の誘致や建設は、メリットとデメリット、様々な観点から検討する必要がある。現時点では、誘致は進められない。

既に防衛協力会が設置されている自治体の取組状況を参考にして、協力できる部分については積極的に取り組んでいく。

自衛隊による渡河（とか）訓練

### Q 再生可能エネルギー条例化は

太陽光発電や風力発電は出力変動があり、エネルギーの安定調達に課題がある。バイオマス発電は地域の副産物を利用し、地域エネルギーの需給に貢献するが、原料供給の安定化が課題だ。

注目されるのは、太陽光発電と蓄電池の併用であり、町も蓄電池に重点を置くべきと考えるが。

再生可能エネルギー設備の設置場所には慎重な検討が必要であり、地域住民の理解や規律をもって推進する必要があると考えるが、条例化の考え方は。

### A 慎重な判断を

町長　塚原　隆昭

蓄電池の活用、普及促進については支援策を考える。

地域の自然や景観を損なわないよう、一定の規律は必要と考える。慎重に判断し、町民との協力で脱炭素の取り組みを推進する。

### Q 産官学連携推進委員会の活動状況は

町に産官学連携推進委員会があり、農業に関するアドバイザー契約もしているが、農業者の技術や知識の向上、農業所得の増加につながっているか。

また、現在検討されているもみ殻培土の導入に関しては、生産コストの上昇などの課題もある。今後の方針は。

### A 恩恵を広げる

町長　塚原　隆昭

産官学連携推進委員会は、もみ殻培土の調査研究などを担当し、今後の方針を示すための情報提供を行ってもらう。

アドバイザーの農業者への恩恵は一部に留まっており、農業所得の増加には直結していない。受講対象を広げ、より多くの農業者が恩恵を受けられるよう努める。



## 子どもたちが幸せだと感じる町へ

戸谷　ひとみ　議員

### Q 不妊治療の補助金制度見直しを

不妊治療は令和4年度から保険適用になり、経済的な負担が軽減された。そのため、飯南町の補助金制度は今年度から内容を変更した。一般的な体外受精は、保険適用なら15万円、自費診療と混合すると全額負担となり50万円程度かかり、保険適用前よりも治療費が高くなる。

独自の補助金制度がある飯南町でも、保険適用外の治療の場合、以前の制度より経済的負担が高くなるようだ。

安心して治療に向き合えるように、制度の見直しをすべきでは。

### A 制度改正を視野に考える

町長　塚原　隆昭

治療期間が3年を超えそうな方から「継続して治療したい」との相談があったことから、安心して不妊治療に臨めるよう、今年の3月に要綱の改正を実施して治療年限を廃止した。見直し後の制度で要望に応えられていると思う。

しかし、保険適用後の令和4年度以降は保険診療のみの申請であり、令和3年から4年にかけての申請件数が減っているのも事実（令和3年度［10件］約200万円、令和4年度［4件］約46万円、令和5年度［3件］約74万円）。

現状を把握し分析を行い、制度改正も視野に入れて考えたい。

まずは電話でお気軽にご相談ください

### Q 子どもが参画するまちづくりを

令和5年4月施行の「こども基本法」は、子どもの権利条約の精神にもとづいて作られた。条約の4つの原則の中に、子どもにかかわることは大人の都合で勝手に決めてはいけない。「何がもっとも子どもにとって良いか」を一番に考えることとある。子どもがしたいこと、願っていることをきちんと聴き、話し合うことが大切だ。

子どもは自分にかかわることすべてに、自分なりの方法で意見を表明する権利がある。子どもの意見が家庭や学校、政治などさまざまな場面で反映される社会になることが期待される。

子どもの権利に関する総合的な条例をつくって、子どもたちが「住みやすい」と感じるまちづくりをしてはどうか。

### A こども計画の策定を検討

町長　塚原　隆昭

こども基本法には「こども大綱および都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」と規定されている。

まずは条例制定ではなく、具体的な施策につながる「こども計画」の策定を検討する。